

## 平成 24 年度第 2 回日本スポーツ少年団委員総会議事録

日 時 平成 25 年 3 月 7 日 (木) 14 時 00 分～16 時 00 分  
場 所 品川プリンスホテル メインタワー10 階「ムーンストーン」  
出席者 佐藤、住谷、宇津木の各副本部長  
<常任委員>野田、佐々木、佐藤、長尾、工藤  
<委 員>佐藤 (北海道)、佐藤 (青森県)、谷藤 (岩手県)、後藤 (宮城県)、  
一関 (秋田県)、村田 (山形県)、星 (福島県)、高山 (茨城県)、  
青木 (栃木県)、藤沼 (埼玉県)、久保 (千葉県)、田中 (神奈川県)、  
山井 (山梨県)、大西 (長野県)、中屋 (新潟県)、北東 (富山県)、  
岡村 (石川県)、上杉 (福井県)、山本 (静岡県)、神野 (愛知県)、  
奥野 (三重県)、吉田 (岐阜県)、池ノ内 (滋賀県)、岡 (京都県)、  
河野 (大阪県)、河野 (兵庫県)、平山 (奈良県)、安川 (和歌山県)、  
椿 (鳥取県)、織奥 (島根県)、大橋 (岡山県)、吉長 (広島県)、  
佐竹 (山口県)、藤澤 (香川県)、組橋 (徳島県)、川田 (高知県)、  
田中 (福岡県)、川久保 (佐賀県)、土江 (大分県)、中村 (宮崎県)、  
武田 (鹿児島県)  
<委 任>坂本本部長、望月、原、富田、宗像の各常任委員、野田 (長崎県) 委員  
<代理出席>小林 (群馬県)、熊沢 (東京都)、久保田 (愛媛県)、甲斐 (熊本県)、  
高良 (沖縄)  
<事 務 局>川島局長代理、小林部長、江橋課長、他少年団課員 8 名

事務局から、設置規程第 15 条に基づく会議成立の報告を行い開会。

坂本本部長が公務により不在のため、議事に先立ち、佐藤副本部長からの挨拶の後、設置規程第 10 条第 2 項及び第 14 条第 2 項により、佐藤副本部長を議長として議事に入った。

### 議 案

#### 1. 日本スポーツ少年団次期常任委員の選出について

日本スポーツ少年団設置規程第 11 条第 1 項で定める各ブロック選出の常任委員については、各ブロックから選出された次期常任委員候補者 9 名を次期常任委員として選出したい。

また、同規程第 11 条第 2 項に定める日本体育協会理事及び学識経験者から選出する常任委員については、第 9 次育成 5 か年計画の遂行に尽力可能な方に依頼する必要があるため、本部長と相談の上、候補者の調整を行い、5 月開催予定の平成 25 年度第 1 回委員総会時に選出する取り組みとしたい。

以上 2 点について諮り、いずれも承認。

#### 2. 東日本大震災に伴う対応について

岩手県、宮城県、福島県の被災 3 県では、現在も仮設住宅で生活している人々が多く、また、スポーツ活動の場であるグラウンド等に仮設住宅が建てられているなどの状況から、活動が制限されているなど、多くの地域で復興が十分に進んでいない。

当該県の中で、比較的被害が少なかった地域では、各種事業が以前よりも実施されるようになったが、平成 25 年度も、引き続いた支援が必要と判断したことから、専門部会にて登録に関する特別措置を次のとおりとした。

- 1) 平成 22 年度登録者は、平成 25 年度も引き続きスポーツ少年団登録を行っているものと見なす。
- 2) 平成 24 年度から新規にスポーツ少年団活動に参加した者のうち、平成 25 年度も引き続きスポーツ少年団活動に参加する者については、スポーツ少年団登録を行っているものと見なす。
- 3) 平成 25 年度から新規にスポーツ少年団活動に参加する者については、登録手続きが完了しているものと見なす。

また、対象地域は、従前同様、岩手県、宮城県、福島県内の 104 市町村とする。

さらに、平成 25 年度見なし登録対象者の取扱いは次のとおりとする。

- 1) スポーツ少年団が主催する事業への参加は、例年同様、団員・指導者ともに参加可能とする。
- 2) 日本スポーツ少年団指導者制度第 3 条第 5 項 「資格の喪失」第 1 号「スポーツ少年団登録を行わなかったとき」に該当せず、資格を喪失しない。
- 3) 平成 25 年 3 月 31 日及び平成 25 年 9 月 30 日が有効期限となっている認定育成員資格保持者の平成 25 年度の研修会の受講義務を免除する。
- 4) スポーツリーダー養成講習会兼スポーツ少年団認定員養成講習会の各都道府県における資格認定は、日本スポーツ少年団指導者制度に基づく。
- 5) 組織整備強化事業における登録数は、平成 22 年度登録確定時の登録数を平成 25 年度分として扱う。

以上の内容について諮り、これを承認。

### 3. 平成 25 年度日本スポーツ少年団事業計画及び予算について

平成 25 年度事業計画については、昨年 5 月開催の平成 24 年度第 2 回常任委員会及び第 1 回委員総会にて承認を得、また、承認された事業計画に基づく予算編成は本部長一任事項となっていた。

その後、「認定育成員研修会」の会場数の変更、「スポーツ活動サポートキャンペーン事業」における新規事業の開始などを踏まえ、日本体育協会で全体的な調整を行った平成 25 年度事業計画・予算について説明。

#### 【事業計画の主な変更点】

- 1) 「認定育成員研修会」は、参加者が参加しやすい環境を整えること、参加者の受講機会を増やすことを目的に、会場数を現行の 7 会場から 10 会場に増やす。また、平成 21 年度から 1 日制での実施を 3 会場で試験的に導入していたが、会場数の増とあわせ、全会場 1 日制にする。
- 2) 「スポーツ活動サポートキャンペーン事業」として、新たに取り組む「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック啓発強化」では、指導者の研修機会の拡充を目的に、テレビ会議システムを活用した情報提供事業「LIVE ON SEMINAR」を開催する。

#### 【予算】

<収入の部>

- 1) 「登録料」は、平成 24 年度の登録数から判断した減少率、また、東日本大震災の被災地である岩手県、宮城県、福島県にて登録に関する特別措置（見なし登録）を行うため、団員・指導者併せて 1 万 2 千名の減を見込み、4 百 40 万円減の 3 億 5 千 5 百 60 万円。
- 2) 「補助金等」における「国庫補助金」は、日中団員交流が受入の年となり、2 百 63 万 8 千円減の 4 百 88 万 6 千円。

「スポーツ振興基金助成金」は、これまで財団法人 JKA から補助を受けていた全国スポーツ少年大会を平成 25 年度からスポーツ振興基金助成金に振り替えて要望することから、1 千 1 百 64 万 6 千円増の 4 千 8 百 66 万 9 千円。

「スポーツ振興くじ助成金」は、創設 50 周年記念事業が終了となったものの、認定員養成講習会経費を新たに要望したことなどから、1 千 7 百 91 万円増の 8 千 6 百 22 万 6 千円。

「競輪公益資金補助金」は、これまでシニア・リーダースクール開催費、認定員養成講習会費、全国スポーツ少年大会開催費、日独スポーツ少年団同時交流実施費を要望していたが、競輪売上金の減少に歯止めがかからないことから、平成 25 年度の要望は見送る。

「日本馬主協会連合会助成金」は、日本体育協会として助成金の振り分けを調整したことから、少年団組織整備強化事業費として、新たに 1 千万円を計上。

- 3) 「負担金」は、大会・講習会参加者の参加料を実人数ベースで算出したことなどにより、2 百 61 万 2 千円減の 7 千 7 百 55 万 2 千円。
- 4) 「協賛金」は、軟式野球大会における読売新聞社の負担金を負担金に振替計上したことなどから、1 百 76 万円減の 1 千 2 百 39 万円。

以上のことから、収入合計額は、1 億 2 千 7 百 31 万 4 千円減の 6 億 2 百 96 万 3 千円となる。

#### <支出の部>

- 1) 「指導者・リーダー養成・研修事業」において、創設 50 周年記念事業の実施に伴い開催を見合わせた「スポーツ少年団指導者全国研究大会」を、平成 23 年度と同様の形態で開催するため 8 百 20 万 9 千円を計上。  
「シニア・リーダースクール」は、実参加者数の減少を見込み、1 百 92 万円減の 6 百 38 万 5 千円。  
「ジュニア・リーダースクール」は、組織整備強化事業に振替計上したことなどから、合計で 2 百 74 万 4 千円増の 7 千 6 百 44 万 7 千円。
- 2) 「指導者協議会事業」は、会場費の減額を見込み、86 万 6 千円減の 2 百 94 万 9 千円。
- 3) 「国内交流事業」は、各事業での節約執行を見込み、3 百 20 万 7 千円減の 8 千 7 百 19 万円。
- 4) 「国際交流事業」における「日独スポーツ少年団同時交流」は、日本団派遣に伴う経費の節約執行等を見込み 6 百 76 万 5 千円の減。  
日独スポーツ少年団指導者交流は、日独指導者セミナーの実施に変わり、6 百 54 万 5 千円を計上。  
「日中青少年スポーツ団員交流」及び「日中青少年スポーツ指導者交流」は、それぞれ受入の年あたり、団員交流は 7 百 32 万 9 千円、指導者交流は 3 百 28 万 1 千円を計上。  
以上のことから、合計で 1 千 4 百 26 万 3 千円減の 7 千 1 百 79 万円。
- 5) 「広報出版事業」は、情報誌「Sports Japan」等を発行する経費として、7 百 91 万 5 千円減の 8 千 1 百 3 万 2 千円。
- 6) 「研究調査事業」は、第 9 次育成 5 年計画の遂行にあたり、各種調査事業を実施する計画としているため、1 百 70 万円増の 8 百 82 万円。
- 7) 「組織整備強化事業」は、「ジュニア・リーダースクール」の予算を振替計上したが、他の経費の減額を見込み、1 百 28 万円増の 1 億 3 千 7 百 55 万 3 千円。
- 8) 「登録認定関係事業」は、各種資料作成経費の縮減等により、合計で 1 百 17 万 5 千円減の 3 千 2 百 15 万 3 千円。

以上のことから、支出合計額は5億7千9百22万円となり、収入から支出を引いた収支差額は2千3百74万3千円となる。

なお、平成25年度予算は、各種補助金・助成金は要望額を計上しており、今後変動する可能性があること、また、事業計画及び予算は、今後、3月13日の日本体育協会第6回理事会並びに3月27日の臨時評議員会で、日本体育協会全体の事業計画及び予算として承認を得る。

以上、平成25年度事業計画及び予算について諮り、これを承認。

#### 【意見・要望】

田中委員（福岡県）

スポーツ活動サポートキャンペーン事業のうち、4月24日に実施予定の第1回「LIVE ON SEMINAR」について、九州ブロックでは、当日に沖縄県でブロック連絡協議会を実施予定で、九州ブロックの役員と事務担当者はその会議に出席するため、第1回に参加することが難しい。止むを得ない状況であるため、第1回「LIVE ON SEMINAR」に参加できなくてもよいか。

事務局

第1回は、各都道府県の役員や、市区町村の役員及び事務担当者の方々に、テレビ会議システムを使って放送する「LIVE ON SEMINAR」がどのようなものかを視聴いただく機会として設定している。放送日当日に九州ブロック連絡協議会を開催することは伺っているので、第2回までにどのような対応が可能かについて、大塚製薬株式会社と協議したい。

また、第2回以降の日程は調整中であるが、6月から8月にかけて、計5回の「LIVE ON SEMINAR」を実施予定であり、都道府県スポーツ少年団として本事業を実施可能な日に参加していただければと考えている。

#### 4. スポーツ少年団活動現場からの暴力の根絶について

昨年末の高校運動部活動での体罰に端を発し、社会問題となっているスポーツ指導における暴力問題について、1月16日に開催した日本体育協会理事会で了承を得た以下の対応について、1月21日付文書にて日本体育協会加盟団体等へ発信した。

- 1) 大阪市立高校で発生した事案については、学校教育活動の一環としてのクラブ活動で起こったことではあるが、このような事態となったことを重く受け止め、スポーツ界として今後二度と生ずることがないように、日本体育協会加盟団体等に対して、「公益財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」の周知徹底と倫理委員会などの体制整備を図る。
- 2) 各種指導者の養成講習会・研修会を所管する指導者育成専門委員会、また、スポーツ少年団指導者の養成講習会・研修会を所管するスポーツ少年団常任委員会にて、各スポーツ指導者の指導に関する対応のあり方、指導理念の向上など、その対応について検討する。

その後、柔道ナショナルチームでの暴力行為が明らかとなり、文部科学大臣が「スポーツ指導における暴力根絶へ向けて」とのメッセージを発信するまでに発展し、日本体育協会としても、一層明確な姿勢を関係者に求めるため、文部科学大臣のメッセージを添え、2月7日付で日本体育協会加盟団体等へ、スポーツ指導における暴力根絶への対応について発信した。

また、指導場面における暴力根絶に関する日本体育協会張会長のメッセージ及び坂本本部長のメッセージを2月25日に、日本体育協会指導者育成専門委員会の監物委員長のメッセージを2月14日に発信することとなり、全て日本体育協会のホームページに掲載することと併せ、3月10日発行の「Sports Japan」に、全てのメッセージを掲載する旨を報告。

続いて、日本スポーツ少年団の「スポーツ少年団活動現場からの暴力根絶に向けた取り組み」に関し、現段階で必要と考えられる事項を次のとおり説明。

1) 「坂本本部長のメッセージ」発信

団員たちにとってより良い団活動環境を整備する観点から、今後、日本スポーツ少年団として、活動の実態把握、最新のスポーツ医・科学情報を学ぶこととなる資格の取得奨励、養成講習会の講義の内容や方法の改善、研修会での倫理研修の充実等に取り組む考えを示す。

2) 「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンのさらなる推進

既に第1回常任委員会です承を得、全国のスポーツ少年団関係者に推奨していた本キャンペーンをより一層推進し、フェアプレイ宣言を行い、フェアプレイ7か条を自らの行動指針とすることなどによって、スポーツの意義を高めていく。

3) 「単位団への複数有資格者の配置」

第9次育成5か年計画の施策としている本取り組みによって、指導者自身の資質向上もさることながら、複数の指導者によってお互いが指導の内容を高め、独善的な指導を防ぐ。

4) 「暴力行為等苦情対応機関の設置」、「罰則規定制定」

不適切な指導が発生した場合の対応として、日本体育協会として整理をした上で、スポーツ少年団としても検討する。

5) 「日本スポーツ少年団主催の全国スポーツ少年団競技別交流大会における参加団員・指導者へのアンケート調査」

日本スポーツ少年団が主催する全国スポーツ少年団競技別交流大会において、参加団員及び指導者に対し、暴力行為を含む不適切な指導の有無の実態を把握するべく、3月7日開催予定の委員総会にも諮った上で、アンケート調査を実施する。今後は、各競技別交流大会の参加者、保護者などを含む単位団関係者に対して、都道府県スポーツ少年団から、予め調査の実施と調査への協力を依頼したい。なお、アンケート調査の具体的な内容については、坂本本部長に一任としたい。

以上の取り組みについて諮り、これを承認。

【意見・要望】

武田委員（鹿児島県）

暴力行為の根絶には、迅速な対応が必要である。全国の小学校、中学校、高等学校等では、児童・生徒あるいは保護者に対して、文部科学省からアンケート調査が行われている。日本スポーツ少年団としては、主催する全国スポーツ少年団競技別交流大会にてアンケート調査を行うとのことだが、この大会の参加者以外にも大勢の団員と指導者が活動しているため、調査対象は全関係者とするべきではないか。地域社会にスポーツ少年団が十分に認知されているとはいえない現状において、本件に迅速に取り組むことによって、認知度の高まりや団員の加入率向上につながっていくのではないかと。

事務局

全国スポーツ少年団競技別交流大会でのアンケート調査については、直接団員と顔を合わすことができるという観点から提案を行ったものである。今後、全団員に調査を実施するとなった場合には、都道府県スポーツ少年団の協力を得る必要がある。さらに、団員が安心して回答できる環境をどのように整えるかについて十分注意を払っていかなければならないと考えている。こうした環境が確保できることという結論に至れば、全団員へのアンケート調査も考えられる。

3月下旬に開催する剣道とバレーボールの競技別交流大会での調査

- に際しては、おいては、開催県と連絡調整の上、団員が安心して回答できる環境を整えていきたい。
- 武田委員（鹿児島県） 暴力行為の根絶にむけて、関係者全員が身から錆を出さなければならぬ。日本スポーツ少年団として、暴力行為の根絶に向けての取り組みや改革を今後も積極的に検討していただきたい。
- 平山委員（奈良県） 2月25日付けの坂本本部長のメッセージには、今後の日本スポーツ少年団の取り組みとして、「最新のスポーツ医・科学情報を学ぶこととなる指導者資格の取得を奨励し、さらに養成講習会の講義の内容や方法の改善、研修会での倫理研修の充実」としているが、認定員養成講習会、認定育成員研修会、指導者協議会事業等での取り組みについてどのように考えているか教えていただきたい。
- 事務局 認定員養成講習会では、テキストとは別に暴力行為の根絶等に関する内容を含んだ資料を配布する予定である。  
認定育成員研修会では、坂本本部長のメッセージを念頭に置き、研究協議のテーマを検討中である。  
指導者協議会事業では、4月上旬に運営委員会を開催し、その中で平成25年度の全国スポーツ少年団指導者協議会及びブロック指導者研究協議会のテーマを検討することとしている。
- 吉田委員（岐阜県） アンケート調査は、ブロックの競技別交流大会でも実施するのか、また、調査結果はいつ頃公開されるのか教えていただきたい。
- 事務局 現段階では、アンケート調査の対象は、全国スポーツ少年団競技別交流大会のみとしているが、先程の意見も踏まえ、他の方法でアンケート調査が実施可能かについて、今後検討していく。  
調査結果については、現時点では、今後の指導者向けの研修会等を企画・立案する上での参考とする予定である。アンケートの集計方法等は、専門家を含めて検討していくことを想定しており、その議論の結果として、アンケート結果の公表が必要となった場合は、その時期について改めて案内を行うこととしたい。
- 吉長委員（広島県） アンケート調査を単位団に配布するのであれば、4月以降に市町村スポーツ少年団が単位団の登録受付をする際にアンケートを配布することが可能であるため、出来るだけ多くの回答数を得るといえることであれば協力が可能である。アンケート調査の対象を全ての単位団とすることは難しいと思うが、回答数が多いに越したことはない。  
団員用調査用紙の内容について、学年と年齢が一致しない場合もあるため、学年の他に年齢を記入する欄があるとよい。また、活動年数を記入する欄があるとよい。加えて、暴力行為等を行った者の属性について、「監督」や「コーチ」だけでなく、「団長」や「指導者」の項目も作った方がよい。さらに、誰に相談したか聞く設問では、「家族の人」や「指導者」の他に、「リーダー」を追記してはどうか。  
指導者用調査用紙の内容について、暴力行為等を行った者の資格の有無について記入できる欄があるとよい。また、団員同様、活動年数を記入する欄があるとよい。
- 山本委員（静岡県） アンケート調査の対象が、全国スポーツ少年団競技別交流大会としているが、サッカー大会では実施するのか。  
また、アンケート調査を行うことは否定しないが、団員や指導者に対し、アンケート調査を行うことを事前に通知すると、色々なプレッシャーがかかり、正確な実態の把握ができなくなるのではないかと。アンケートの取り方をかなり慎重にしないと調査を実施する意味がなくなってしまうと懸念している。
- 事務局 日本サッカー協会が独自に行っている取り組みを踏まえ、今後、日本サッカー協会と、日本スポーツ少年団が行うアンケート調査について

て共通理解が得られれば、サッカー大会でも実施していきたいと考えている。

事前に通知することのデメリットが指摘されたが、一方で、事前の知らせがないままにアンケート調査の実施となると、保護者の了解を得ずに調査を行うこととなる。この点が懸念されたため、アンケート調査の実施にあたっては、各都道府県スポーツ少年団から、アンケートの実施について事前に関係者に対し周知を依頼したい。

具体的にこのような形で実施することが望ましいという意見があれば、剣道とバレーボールの両交流大会までに検討したいので、ぜひ提案いただきたい。

佐竹委員（山口県）

競技性のある大会だけでなく、全国スポーツ少年大会でも調査を行うべきではないか。また、ブロックで開催する競技別交流大会、ブロックスポーツ少年大会等もアンケート調査が実施可能な機会である。

北東委員（富山県）

過去に本県で暴力行為が発生し、その後の再発防止策として、競技別交流大会の抽選会等の場で、団員、指導者、保護者に対し、暴力行為が確認された場合は、各単位団の指導者・保護者は大会会場から即刻退場させる旨の周知を継続的に行っている。また、認定員養成講習会の受講者に対し、暴言や暴力を厳に慎むよう指導している。

別に行われている暴力行為等に関するアンケート調査について、教員や保護者から、アンケートの取り方について問題視する声が上がっている。スポーツ少年団として、ただアンケートをとればよいという問題ではなく、アンケートの取り方を慎重に検討する必要がある。

全国スポーツ少年団競技別交流大会に出場する単位団の多くは、ほとんど休みなく練習や試合を行っている。強いチームを作るために、指導者から団員への暴言や体罰が起きてしまうのではないか。

## 5. 平成 26 年度第 36 回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会の開催地について

平成 26 年度第 36 回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会の開催候補地については、当初、第 3 回常任委員会にて決定する予定としていたが、最終的な開催候補地の決定には至らなかったため、3 月の常任委員会並びに委員総会にて開催地を決定することとしていた。

その後、2 月 7 日、8 日に開催の北海道・東北ブロック会議にて、平成 26 年度の開催候補地が協議され、北海道を候補地となったことから、平成 26 年度の開催地を北海道とすることについて諮り、これを承認。

## 6. 平成 27 年度全国スポーツ少年大会及び競技別交流大会の開催地について

平成 27 年度に東北ブロックが担当する全国スポーツ少年大会及び西地区が担当する競技別交流大会の開催地は、各ブロックでの調整の結果、第 53 回全国スポーツ少年大会は宮城県、第 37 回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会は徳島県、第 38 回全国スポーツ少年団剣道交流大会は鹿児島県、第 13 回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会は福岡県となった。

なお、各開催府県スポーツ少年団及び府県体育協会等関係機関の承認を得た時点で最終決定としたい旨を諮り、これを承認。

## <報告事項>

### 1. 日本スポーツ少年団「第 9 次育成 5 か年計画」の進捗状況について

「第 9 次育成 5 か年計画」の遂行にあたり、本年度、これまで専門部会で検討を行った各施策項目のうち、特に都道府県、市区町村、そして単位団に理解と協力を得たい施策項目及びその進捗状況は以下のとおりである。

## 「1. 組織の整備強化」

### (1) 市区町村スポーツ少年団の基盤強化と活動の活性化

市区町村スポーツ少年団の組織の現状を把握し、強化・活性化すべき事柄を整理することから、全市区町村スポーツ少年団を対象としたアンケート調査を実施する準備を進めている。調査内容は、平成の大合併後の市区町村スポーツ少年団の組織体制や運営形態等をはじめ、現在の市区町村スポーツ少年団の実態を統計的に把握できる内容とし、調査は来年度実施し、平成 26 年度に結果を公表する予定としている。

## 「2. 指導者・リーダーの養成および指導体制の拡充」

### (1) 指導者の資格取得促進及び女性指導者の拡充

#### ①各単位団複数有資格者の配置

平成 27 年度からの義務化に向け、そのスケジュールと周知方法、さらに登録規程施行細則の改訂内容について協議を進めている。

#### ②全国競技別交流大会等参加指導者の有資格条件化

軟式野球とバレーボール交流大会を対象に、平成 25 年度から両競技の関係団体と協議を開始し、平成 26 年度に基準要項改訂、平成 27 年度に有資格条件化を目指す計画としている。

### (2) 指導者の研修促進

#### ①研修事業の拡充

都道府県及び市区町村スポーツ少年団主催の研修事業の実施状況を調査した。

平成 25 年度は、調査結果を踏まえ、スポーツ少年団で実施すべき研修事業を検討し、平成 26 年度からモデル研修事業を実施する計画としている。

### (5) 育成母集団の活動の充実

#### ①育成母集団活動の活性化、②育成母集団の名称の検討

育成母集団の実態把握のための調査準備を進めている。平成 25 年度に市区町村及び単位スポーツ少年団に対し調査を実施し、平成 26 年度に調査結果を公表する計画としている。また、育成母集団の名称変更についても調査に併せ検討する。

## 「3. 活動の充実」

### (2) 団員の加入及び継続活動充実

#### ③幼児加入のための条件整備

今年度は、認定育成員研修会にて日本体育協会が作成した「アクティブ・チャイルド・プログラム」に関する講義を実施し、プログラムの普及啓発に努めた。また、「平成 24 年度ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラム」では、テーマを「幼少年期の安全なスポーツ指導」とし、幼児加入に伴う様々な課題を見据え、法律・教育・医学等の見地から協議を行った。今後は、日本体育協会スポーツ医・科学専門委員会との連携を深め、幼児受入のためのプログラム開発とその普及を進めるとともに、計画の最終段階となる平成 28 年度からの幼児加入を制度化できるよう条件整備を進める計画としている。

### (3) 地域スポーツクラブとしての発展

スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブの育成現場での課題を抽出し、課題解決に向けた取り組みを協議するため、スポーツ少年団関係者と総合型地域スポーツクラブ関係者を構成員とする実務者会議を設置し、去る 2 月 19 日に第 1 回スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブ連携促進実務者会議を開催した。今後は平成 26 年度まで継続的に開催し、日本体育協会地域スポーツクラブ育成専門委員会中央企画班で検討中の育成プランの実行と併せ、平成 27 年度からは連携のモデル事業を実施予定である。

### (7) PR 活動の充実・強化



### ①効果的 PR 方法の実施

現行の広報活動を見直し、スポーツ少年団組織外への PR 方法や団員の加入促進につながる PR 計画の策定に着手している。各委員に対し、スポーツ少年団組織外への有効な PR 方法等、すでに都道府県や市区町村で実施し、効果を上げている取り組み等について情報提供を依頼。

以上の内容の他、他の施策項目についても、引き続き専門部会で協議を重ね、実行に移していく旨を報告し、これを了承。

## 2. 日本スポーツ少年団創設 50 周年記念事業の終了について

創設 50 周年事業として実施し、第 3 回常任委員会で報告した以外の事業については、以下のとおりとなった。

- 1) 「功労者・優秀団等表彰」は、前回の常任委員会での報告の後、功労者 16 名、優秀団 64 団が追加され、功労者 12,065 名、優秀団 6,887 団となった。
- 2) 「記念誌」は、「日本スポーツ少年団 50 年史」として、第 1 分冊に日本スポーツ少年団史、都道府県スポーツ少年団史、第 2 分冊に各種統計資料などを収録し、3 月 8 日発刊予定である。また、記念誌の簡易版を本会ホームページ上に掲載予定である。
- 3) 「スポーツ少年団全国清掃・美化・交流活動の実施」は、3 月 5 日までに報告された結果、参加単位団数は 6,928 団、参加者数は 217,417 名となった。なお、未提出の市区町村や、実施日の延期等の理由により本年 1 月以降に実施している市区町村があるため、最終的な参加単位団数及び参加者数は、ホームページ等で報告予定である。
- 4) 「寄付金の募集」は、3 月末まで受付を行うこととし、2 月 28 日現在、都道府県スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団、関係団体、個人等あわせて 748 件、5,829,310 円の寄付をいただいた。
- 5) 「その他」として、「スポーツ少年団専用『フェアプレイ宣言』コンテンツ」は、現在までに 12 の単位スポーツ少年団から投稿されている。  
「独立行政法人国立青少年教育振興機構『体験の風をおこそう』運動の推進支援」は、昨年 6 月 14 日付けで都道府県スポーツ少年団宛に周知させていただいた。  
交付後 20 年を経過した都道府県スポーツ少年団旗の劣化が激しくなっていることから、各事業での団旗使用を奨励するため、新たに都道府県スポーツ少年団旗セット一式を無償交付することとした。

## 3. 平成 24 年度日本スポーツ少年団ブロック会議の終了について

各ブロックとも開催主管県の協力により予定どおり終了した。

「日本スポーツ少年団役員 改選」や「平成 24 年度日本スポーツ少年団事業計画・予算」について協議し、大筋で了解が得られたこと、また、「日本スポーツ少年団第 9 次育成 5 か年計画」、「日本スポーツ少年団創設 50 周年記念事業」、「スポーツ少年団における指導のあり方」等に関する意見・要望を得て、これらの内容について各専門部会で検討を行っている旨を報告し、これを了承。

## 4. 全国スポーツ少年大会開催基準要項の改訂について

平成 25 年度から全国スポーツ少年大会の補助先が変更となること、また、社団法人全国体育指導委員連合の公益社団法人への移行し、全国スポーツ推進委員連合と名称が変更されたことに伴い、大会開催基準要項の改訂が必要となったことから、3 月 6 日開催の第 4 回常任委員会にてその改訂を行った旨を報告し、これを了承。

## 5. 日本スポーツ少年団指導者制度の改訂について

第9次育成5か年計画では、日本体育協会公認スポーツ指導者制度との関連性を踏まえ、日本スポーツ少年団指導者制度の見直しを検討することとしている。

施策の遂行にあたり、平成27年度からの有資格指導者の複数配置に対応するため、指導育成部会において、スポーツドクター、スポーツデンティストを除く日本体育協会公認スポーツ指導者に、スポーツリーダーを取得することなく、認定員資格を付与する制度とする改訂を行った旨を報告し、これを了承。

## 6. その他

- ・平成25年度日本スポーツ少年団常任委員会及び委員総会の開催日程について  
平成25年度の会議開催日程を報告し、これを了承。

- ・各委員から以下のとおり意見、要望が出された。

### 【意見・要望】

大橋委員（岡山県）

暴力行為の根絶に係るアンケート調査については、何のために調査を実施し、データを集めるのか、また、そのデータをどのように活用するかを明確にした上で行うべきである。

第9次育成5か年計画の施策項目である「幼児加入のための条件整備」に関連し、本来であれば身につけているはず動きを習得できていない小学生が増え、学校の先生が困っているという問題が、「スポーツ少年団の将来像」を策定する過程で明らかになった。「スポーツ少年団の将来像」で幼児加入について言及しているが、単一種目の単位団の年齢構成が少子化により低年齢化したことで、幼児を加入対象にすることには様々な危険性がある。幼児の心理的、身体的な発育発達のことをよく理解した指導者がその指導にあたるべきである。単一種目の単位団の指導者が、これまで対象としていた小学生を指導する感覚では、幼児の指導を担うことはできない。幼児指導の専門家の協力を仰ぐなどの工夫が必要であり、こうした課題の解決に、総合型地域スポーツクラブとの連携が求められる。急造の指導者を養成するのではなく、協力可能な団体、指導者、専門家と共に今後の団活動を考えていく、ということをも「スポーツ少年団の将来像」で提言したのだが、ここのところ、その意識が薄くなってきて、幼児加入が単に団員の低年齢化を引き起こすのではないかと危惧している。

武田委員（鹿児島県）

体罰・暴力問題を含め、地域の目が厳しい状況になっている。第9次育成5か年計画で取り組むこととしている今後の研修事業について、モデル事業の早期実現や研修事業の方向性について、引き続き検討・実施して欲しい。

熊沢副本部長（東京都）

第9次育成5か年計画で、単位団に複数の有資格者を配置することに取り組んでいると思うが、平成27年度の登録時には、2名以上の有資格者がいないと単位団の登録は受け付けないということではよいか。

また、創設50周年記念事業の功労者表彰について、表彰を受けた一部の指導者から、50周年の記念にも関わらず、賞状と筒しかもらえないのか、という意見があったので、今後の周年事業の際には参考としていただきたい。

事務局

単位団に複数の有資格者を配置することについては、ブロック会議で考え方を示し、猶予期間を設けるべき等、様々な意見をいただ

いた。意見を踏まえ、猶予期間の有無や登録規程施行細則の文言について、専門部会にて検討を行っている。

#### <役員改選>

- ・日本スポーツ少年団次期本部長・副本部長の推挙について

役員改選に先立ち、事務局から座長について諮り、岡委員（京都府）を座長として選出した。

##### （１）本部長の推挙

設置規程第 9 条第 1 項に基づく本部長の推挙について諮った結果、田中委員（福岡県）から、坂本祐之輔氏を推挙したい旨の提案があり、これを承認。

##### （２）副本部長の推挙

事務局から、設置規程第 9 条第 1 項に基づく副本部長の推挙について、山井今朝雄氏（東地区・山梨県本部長）、住谷幸伸氏（西地区・香川県本部長）、三屋裕子氏（学識経験者）が提案され、これを承認。

以上、全ての議事を終了し 16 時 00 分閉会。